

(19) 【発行国】日本国特許庁(JP)
(45) 【発行日】平成26年10月20日(2014.10.20)
(12) 【公報種別】意匠公報(S)
(11) 【登録番号】意匠登録第1509413号(D1509413)
(24) 【登録日】平成26年9月19日(2014.9.19)
(54) 【意匠に係る物品】携帯情報端末
(52) 【意匠分類】H7-725
(51) 【国際意匠分類(参考)】14-02、14-03
【Dターム】H7-725AA
(21) 【出願番号】意願2011-3215(D2011-3215)
(22) 【出願日】平成23年2月16日(2011.2.16)
(31) 【優先権主張番号】29/367,997
(32) 【優先日】平成22年8月16日(2010.8.16)
(33) 【優先権主張国又は機関】米国(US)
【審判番号】不服2014-116(D2014-116/J1)
【審判請求日】平成26年1月6日(2014.1.6)
(72) 【創作者】
【氏名】ジョディ アカナ
【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クバチーノ インフィニット ループ 1
エムエス 302-1アイディー
(72) 【創作者】
【氏名】パートレー ケイ アンドレ
【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クバチーノ インフィニット ループ 1
エムエス 302-1アイディー
(72) 【創作者】
【氏名】ジェレミー バテラー
【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クバチーノ インフィニット ループ 1
エムエス 302-1アイディー
(72) 【創作者】
【氏名】ダニエル ジェイ コスター
【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クバチーノ インフィニット ループ 1
エムエス 302-1アイディー
(72) 【創作者】
【氏名】ダニエレ デ イウリス
【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クバチーノ インフィニット ループ 1
エムエス 302-1アイディー
(72) 【創作者】
【氏名】エヴァンズ ハンキー
【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クバチーノ インフィニット ループ 1
エムエス 302-1アイディー
(72) 【創作者】
【氏名】リチャード ピー ハワース
【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クバチーノ インフィニット ループ 1
エムエス 302-1アイディー
(72) 【創作者】
【氏名】ジョナサン ピー アイヴ
【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クバチーノ インフィニット ループ 1
エムエス 302-1アイディー
(72) 【創作者】
【氏名】スティーヴ ジョブズ

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ インフィニット ループ 1
 エムエス 301 - シーイーオー

(72)【創作者】

【氏名】ダンカン ロバート カー

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ インフィニット ループ 1
 エムエス 302 - 1 アイディー

(72)【創作者】

【氏名】西堀 晋

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ インフィニット ループ 1
 エムエス 302 - 1 アイディー

(72)【創作者】

【氏名】マシュー ディーン ロールバッハ

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ インフィニット ループ 1
 エムエス 302 - 1 アイディー

(72)【創作者】

【氏名】ピーター ラッセル クラーク

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ インフィニット ループ 1
 エムエス 302 - 1 アイディー

(72)【創作者】

【氏名】クリストファー ジェイ ストリンガー

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ インフィニット ループ 1
 エムエス 302 - 1 アイディー

(72)【創作者】

【氏名】ユージーン アントニー ワン

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ インフィニット ループ 1
 エムエス 302 - 1 アイディー

(72)【創作者】

【氏名】リコ ツオルケンドルファー

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ インフィニット ループ 1
 エムエス 302 - 1 アイディー

(73)【意匠権者】

【識別番号】503260918

【氏名又は名称】アップル インコーポレイテッド

【住所又は居所】アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ インフィニット ループ 1
 (74)【代理人】

【識別番号】100092093

【弁理士】

【氏名又は名称】辻居 幸一

(74)【代理人】

【識別番号】100082005

【弁理士】

【氏名又は名称】熊倉 禎男

(74)【代理人】

【識別番号】100088694

【弁理士】

【氏名又は名称】弟子丸 健

(74)【代理人】

【識別番号】100103609

【弁理士】

【氏名又は名称】井野 砂里

(74)【代理人】

【識別番号】100095898

【弁理士】

【氏名又は名称】松下 満

(74)【代理人】

【識別番号】100098475

【弁理士】

【氏名又は名称】倉澤 伊知郎

(74)【代理人】

【識別番号】100144451

【弁理士】

【氏名又は名称】鈴木 博子

【審判長】【特許庁審判官】本多 誠一

【特許庁審判官】綿貫 浩一

【特許庁審判官】江塚 尚弘

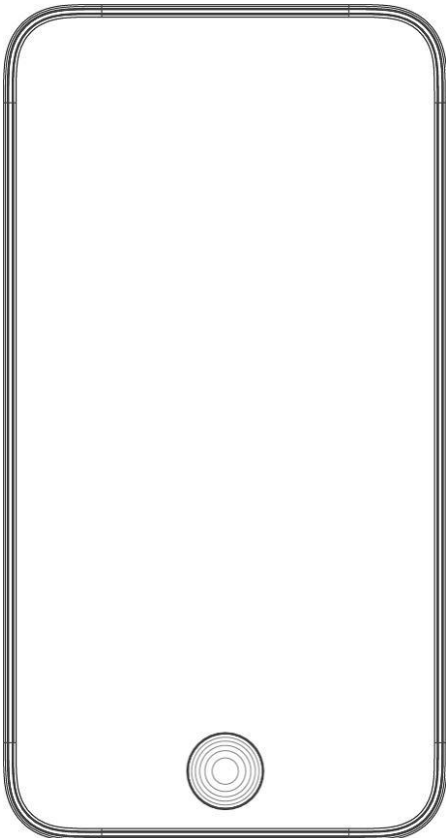
(56)【参考文献】意登1383724

(55)【意匠に係る物品の説明】本願に係る物品「携帯情報端末」は、本物品の正面に設けられた液晶表示部に触れることにより操作される。

(55)【意匠の説明】各図において灰色の線で表された水平平行状細線、垂直平行状細線、傾斜平行状細線、円弧平行状細線、直線から曲線状に連続する細線及び背面図に表された略長形状細線は、模様を表す線ではなくいずれも立体表面の形状を表す線である。又背面中央に表された最も内側の略矩形形状の線、当該略矩形形状の線の角から四方に正面側にまでの延びる線、並びに左側面及び平面に設けられた略長円形状部分にその幅方向に延びる線は、模様を表す線ではなく、面形状の変化部を示す境界線である。

【図面】

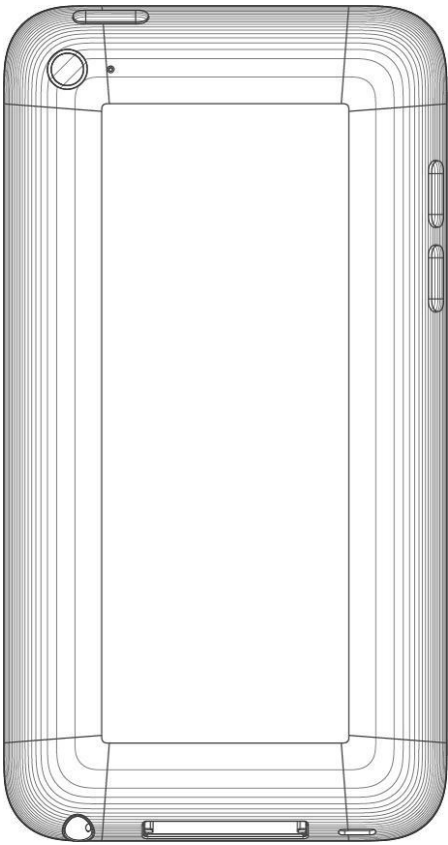
【正面図】



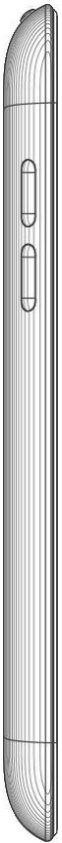
【背面図】

(4)

意匠登録1509413



【左側面図】



【右側面図】



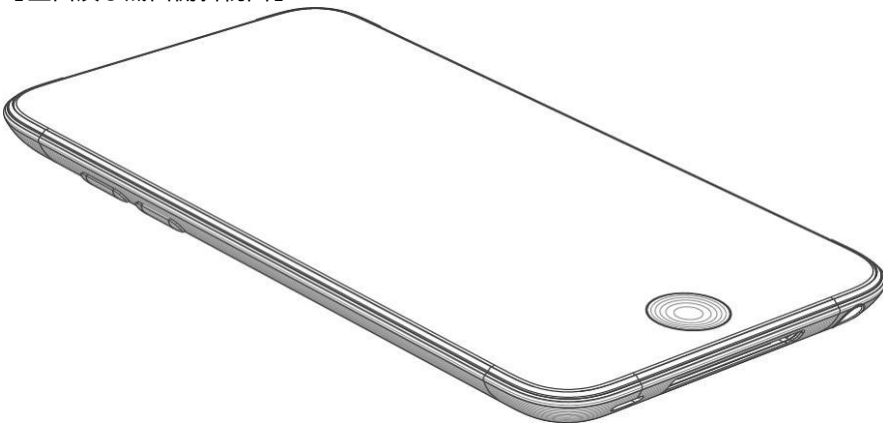
【平面図】



【底面図】



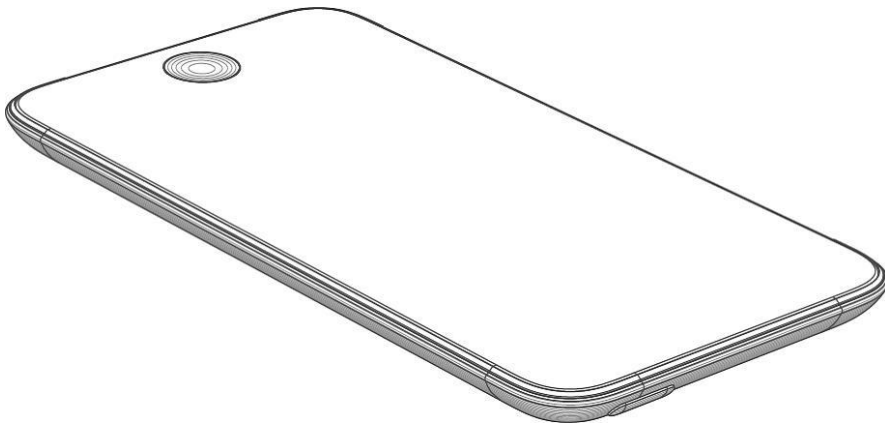
【正面及び底面側斜視図】



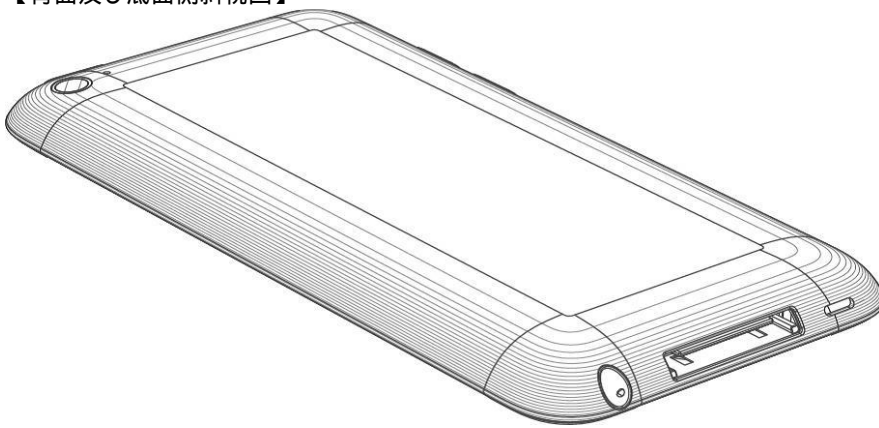
【正面及び平面側斜視図】

(6)

意匠登録1509413



【背面及び底面側斜視図】



【背面及び平面側斜視図】

